

自動車使用合理化計画書

1 計画書作成の根拠

広島県生活環境の保全等に関する条例第74条の規定に基づき、平成16年10月1日に自動車使用合理化計画書を作成し、平成26年10月1日改定し、公表する。

平成26年10月1～平成31年9月30日

2 特定事業者の概要

特定事業者の名称		福山熱煉工業株式会社			
特定事業者の住所		広島県福山市箕島町6280-1			
使用する自動車の台数		56台			
事業所名		福山テクノ工場	千田工場	岡山工場	広島工場
事業所所在位置		福山市箕島町6280-1	福山市千田町4-13-1	笠岡市茂平字苦無1524-1	広島市安佐北区小河原町長崎209-1
運転者数		18人	6人	15人	5人
ディーゼル車	小型トラック	4台	0台	0台	1台
	普通トラック	15台	4台	17台	1台
	乗用車	0台	0台	0台	0台
ガソリン車	小型トラック	0台	0台	0台	0台
	普通トラック	0台	0台	0台	2台
	乗用車	8台	2台	1台	1台
合計		27台	6台	18台	5台

3 基本方針

環境保全は、社会生活の基盤であるとの基本認識のもと、地域社会に貢献し、共存する観点から、自動車の使用に伴う環境への負荷を極力削減するよう努める。

4 自動車の使用合理化に係る事項

区分	内容
自営転換	運送業者に輸送を委託することにより、自家用トラックによる輸送の割合を減らす。
輸送の適正化	輸送ルートの見直しを行い輸送距離の低減を図るとともに、配車の適正化により輸送回数の低減を図る。
公共交通機関の利用	公共輸送機関がある区域には、可能な限り公共機関を利用する。

5 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

区 分	内 容
適正な点検・整備	①責任者の設置 ②エアクリナーの清掃・交換 ③エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換 ④適正なタイヤ空気圧の維持

6 自動車の燃料使用の低減に関する運転に係る事項

区 分	内 容
適 切 な 運 転	①責任者の設置 ②各運転手の実践項目 <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな発進と加速(急発進・急加速の排除) ・早めに一段上のギヤにシフトアップ ・定速走行・経済速度の励行 ・エンジnbrブレーキの多用(ディーゼル車) ・予知運転による停止・発進回数の抑制 ・空ぶかしの排除 ・アイドリング・ストップの徹底